

犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託 ＜入札説明書＞

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

入 札 説 明 書

この入札説明書は、福岡県が発注する犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務の委託に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 7 月 4 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託

(2) 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

(3) 委託業務場所

指定場所

3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 7 月 17 日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 4 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	なし	サービス業種、その他	A A、A

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-641-4141 内線2244

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年7月17日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、契約期間において当該委託業務を行うにあたり要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年7月18日（金曜日）開封《犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県警察本部 入札室（地下 1 階北側）

(2) 日時

令和 7 年 7 月 18 日（金曜日） 午後 2 時 00 分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第 145 条第 3 項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は 13 の (1) に規定する金額に達しない入

札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (5) 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	履行場所	指定場所	契約履行期 限	令和8年3月31日
品名	規格	数量（単位）	備考		
犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託		1 式			
合 計					

参考

- 1 別添「犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託仕様書」のとおり
- 2 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託仕様書

1 件名

犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託

2 目的

SNSをきっかけとして、警固公園を訪れるこども・若者が、悪意ある大人から犯罪被害に巻き込まれるケースが後を絶たない。よって、こども・若者に対しては警固界限の実態や被害に遭う可能性のある犯罪について啓発動画等を制作し、悪意ある大人に対しては児童買春等の犯罪行為について強いメッセージで警告動画等を制作し、効果的な広報啓発を実施する必要がある。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

4 委託内容

警固公園に集まる子ども・若者と悪意ある大人を対象に、YouTube、デジタルサイネージ等で活用する啓発動画映像の制作（効果的なターゲティング広告の実施を含む）に関するシナリオ企画、撮影、編集ほか関連業務

(1) ショート動画の制作

ア シナリオ

① こども・若者対象

- ・ キャスティングは警察で準備
- ・ 警固界限の実態や被害に遭う可能性のある犯罪や危険性について啓発
- ・ 警固公園周辺の問題にフォーカスした内容
- ・ 悩みや不安を抱えているこども・若者へのメッセージを発信
- ・ 動画2本作成

② 大人対象

- ・ キャスティングは警察で準備
- ・ 児童買春等の犯罪行為を内容とした強いメッセージ性のある動画制作
- ・ 動画2本作成

イ ロケハン（下見）、撮影

- ・ 受託者は委託者と打ち合わせをしたうえで、現場確認、カメラセッティング、試し撮り、構図確認、ライティング調整を行い、本撮影、リテイク（再撮影）を実施すること。
- ・ 撮影場所は委託者と事前に協議したうえで決定し、受託者は必要に応じて撮影場所の使用許可申請を行い使用許可を得ること。

ウ 制作

- ・ 上記２の目的に応じた１５秒程度の啓発動画を制作すること。
絵コンテ作成、ナレーション、ＭＡ（音の収録、調整）、動画編集を含む。
- ・ 動画の制作に際しては、その内容（絵コンテ、動画構成、配色、音声等を含む。）を委託者と協議の上、制作すること。
- ・ 制作した動画を納品すること。
納品するデータは、コード変換、容量調整を行いバックアップ用として複製可能なもの及びYouTube等で配信できる形式のものとする。

エ 編集

- ・ 視聴者の年齢層を踏まえ、適切なナレーション、ＢＧＭの差込、効果音、字幕等を挿入するなどし、分かりやすい映像とする。
- ・ サムネイル（動画誘導縮小表示画像）も作成すること。
- ・ ナレーション、字幕文字は日本語とする。
- ・ 映像の見出しとなる箇所にチャプター（タイムスタンプ、タイトル）を付与する。

オ 納品

納品期限は令和７年８月上旬ころとする。

(2) ターゲティングweb・配信広告の制作

ア 配信と制作

上記動画の効果的な場면을切り取り、こども・若者対象の２種類の静止画やキャッチコピーまたは独自のノウハウを駆使して複数枚作成し、より良いweb広告を作成すること。

イ 配信媒体と配信シミュレーション

- ・ 配信媒体はX（旧Twitter）を使用すること。
- ・ ターゲット層は少年対象を１８歳未満、大人対象を１８歳以上とし、契約期間中にそれぞれ２００万回表示を目標とすること。

ウ 運営管理

キャンペーン確認、分析等を行い委託者に適宜、状況を報告すること。

また、契約期間中を通じて配信は毎月行い、定期的に委託者へレポートを提出し、その

結果を基に広告や配信について適宜改善すること。

さらに委託者が配信状況を求めた場合は速やかに対応できるように日々の管理も行う
ておくこと。

エ キャンペーン設定（広告配信設定）

福岡県警察本部少年課へ広告配信の設定のための出張を行い、当課のパーソナルコンピ
ューターで作業を行うこと。

オ バナー広告の制作

委託者とデザインの事前打ち合わせを行い、訴求効果があり、クオリティの高い広告を
制作すること。

カ 広告テキスト等の編集

配信状況を検証し、その結果に基づいて広告文・検索ワードの修正・差し替えを行うこ
と。

ク 配信開始時期

令和7年8月上旬ころから配信開始とする。

5 スケジュール

契約締結後、詳細の制作スケジュールを本件担当者に提出し、承諾を得ること。

6 著作権等

- (1) 受託者は、本契約により作成される成果物の一切の著作権を委託者に無償で譲渡するもの
とする。
- (2) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応
するものとする。

7 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項、その他必要な事項については、本件担当者と協議して決定す
ること。
- (2) 本件担当者に報告を求められた場合は、速やかに報告すること。また、業務上の疑義が生
じた場合は必ず本件担当者の指示を受けて実施すること。
- (3) 音楽は、著作権フリーのものを使用する。映像素材として承諾が必要なものを使用する際
に発生する費用については、受託者が負担すること。
- (4) 納品後に受託者側の責により不備が発生された場合には、受託者は無償で速やかに必要な
措置を講じること

8 委託者の著作権

- (1) 受託者はキャッチコピー等を使用する場合は、商標権等を侵害するおそれのないものであることを特許庁への照会等により確認すること。

受託者は業務全般において、原則的に第三者へ再委託してはならない。万が一、第三者へ再委託を行う場合は理由を付して事前に委託者の承諾を得ること。

- (2) 受託者は、完成データ等の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
- (3) 受託者は、委託者に対し、完成データ等を自由に利用することを許諾する。
- (4) 受託者は、完成データ等に係る権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (5) 受託者が作成する完成データ等は、第三者の有する著作権等を侵害するものでないこと。

また、受託者は、その作成する完成データ等が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して被害の損害を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

9 実績報告等

事業完了後、委託者が指定する日までに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、委託者と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等については、委託者と受託者で協議の上決定する。

質 問 受 付 実 施 要 領

1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

令和7年7月4日（金曜日）から令和7年7月11日（金曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 F A X 0 9 2 - 6 2 2 - 6 2 0 5

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、F A X又はメールで提出すること。
提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線：2244）

担当：吉田

2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和7年7月15日（火曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿
(警察本部会計課出納係)

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

質 問 書

(犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託)

番 号	質 問 事 項

担当者 担 当 部 署
担 当 者 名
連 絡 先 電 話 : () —
F A X : () —

※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス kaikai-chodo@police.pref.fukuoka.jp
2 事前に出納係(吉田)092-641-4141(内線2244)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入 札 書（見積書）（請書）

¥

履行期限	令和8年3月31日		履行場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託	仕様書のとおり	一式			
合 計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿



年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
 - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
 - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入 札 書（見積書）（請書）

¥ ○○○○○

履行期限	令和8年3月31日			履行場所	指定場所
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託	仕様書のとおり	一式		一式の委託料 (税抜金額)	
合 計	3カ所同じ金額			○○○○○	

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

実際に入札書を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

住 所 福岡市博多区○○○丁目○-○
株式会社○○○○○

氏 名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税は、別添の「見積書」に記載のとおりです。)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、前項の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求はいたしません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行しなかったときは、遅延日数に応じ1年につき、未納部分の金額の10%を遅延損害金として請求します。

代表取締役 ○○ ○○

又は

代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（様式例）

委 任 状		提出日を記載
		令和▲▲年▲▲月▲▲日
福岡県知事 殿		
(委任者)		
住 所	福岡市博多区〇〇一丁目ー1ー1	
会社名	株式会社□□□□	
氏 名	代表取締役 ▲▲ ▲▲	
下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。		
記		
代理人(入札担当者)氏名	●● ●●	
(委任事項)		
犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託契約の見積及び入札に関する一切の件		
(委任期間)		
令和	年	月 日～令和 年 月 日
		入札書提出日～開札日を記載

- 1

資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2

委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3

代理人（入札担当者）氏名を記名してください。